

教員給与の見直しについて①

(人材確保法に基づく優遇措置の縮減)

学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法（昭和49年2月成立）

第3条 義務教育諸学校の教育職員の給与については、一般の公務員の給与水準に比較して必要な優遇措置が講じられなければならない。



簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（行革推進法）（平成18年5月成立）

56条3項 政府は、学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法（昭和四十九年法律第二号）の廃止を含めた見直しその他公立学校の教職員の給与の在り方に関する検討を行い、平成十八年度中に結論を得て、平成二十年四月を目途に必要な措置を講ずるものとする。



「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)

人材確保法に基づく優遇措置を縮減するとともに、メリハリを付けた教員給与体系を検討する。その結果を退職手当等にも反映させる。

平成18年6月、文科省・財務省は自民党歳出改革PTに対して、義務教育費国庫負担金のうち、人材確保法優遇分**約430億円を減額する旨の資料を提出。**

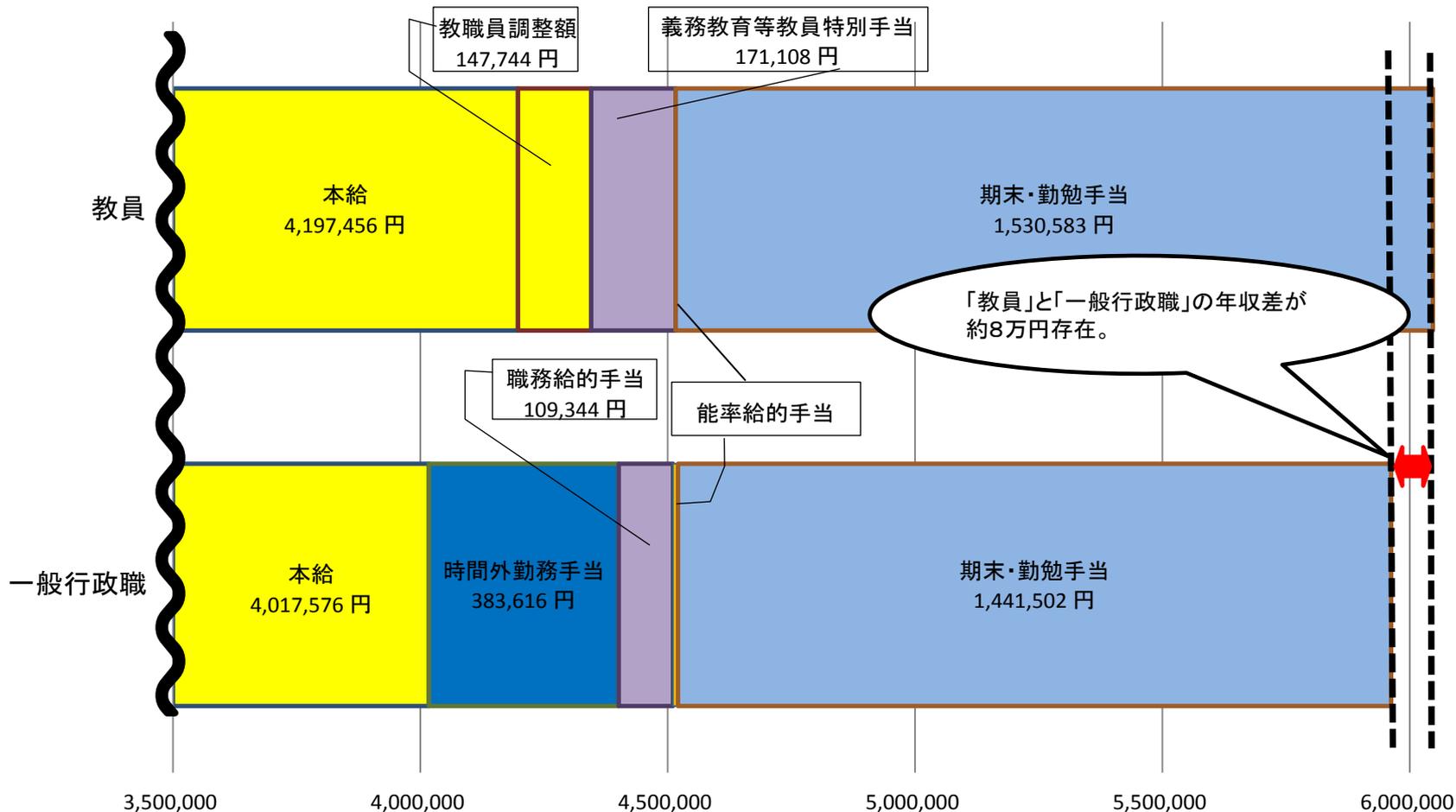
⇒ 2.76% (教員給与が一般行政職を上回る割合) × 15,618億円 (平成18年度予算ベース※) ÷ 430億円

※ 15,618億円 = 10,830億円 (本給+教職調整額) + 344億円 (義務特手当) + 149億円 (管理職手当) + 44億円 (特勤手当) + 4,251億円 (期末勤勉手当)

教員給与の見直しについて②

(一般行政職と教員の給与比較(平成25年度))

- 平成20年度以降の教員給与の見直しにより、月例給については調整が終了(義務教育費国庫負担金は約210億円縮減)
- 他方、期末・勤勉手当については、依然として教員は一般行政職よりも優遇されており、約8万円の年収差が存在。
※期末・勤勉手当の算定基準となる給与(教員の場合:本給+教職員調整額、一般行政職の場合:本給)について、教員は一般行政職を上回っているため。
- 未実施となっている約220億円分の減額について、早急の実施すべき。



※ 一般行政職員、教員ともに平均年齢43歳(大卒)とした場合の平均給与月額を基に年収を試算。

(参考) 幼児教育無償化について

- 教育振興基本計画(抜粋) (平成25年6月14日閣議決定)
「幼児教育の無償化への取組について、財源、制度等の問題を総合的に検討しながら進める。」
- 経済財政運営と改革の基本方針 2014 (平成26年6月24日閣議決定)
「『第2期教育振興基本計画』等に基づき、幼児教育の無償化に向けた取組を財源を確保しながら段階的に進める。」

⇒ 財源とセットで進めるのが政府方針となっており、財源確保が課題。

(義務教育費国庫負担金の見直し)

- ・ 小一35人学級の見直し (35人→40人)
→ 国負担▲86億円
地方負担▲172億円
- ・ 教員給与の優遇分解消
→ 国負担▲220億円
地方負担▲440億円

⇒ 合計 国負担▲306億円
地方負担▲612億円

(幼児教育無償化に追加的に必要な公費)

推定年収	全員(3歳~5歳児)	5歳児のみ	5歳児+ 3歳~4歳の第2子
270万円未満まで	124億円 ※ うち国費 約50億円 ※ うち地方負担 約74億円	45億円 ※ うち国費 約18億円 ※ うち地方負担 約27億円	58億円 ※ うち国費 約23億円 ※ うち地方負担 約36億円
360万円未満まで	729億円 ※ うち国費 約324億円 ※ うち地方負担 約405億円	244億円 ※ うち国費 約107億円 ※ うち地方負担 約137億円	306億円 ※ うち国費 約131億円 ※ うち地方負担 約175億円
680万円未満まで	3,898億円 ※ うち国費 約1,732億円 ※ うち地方負担 約2,166億円	1,273億円 ※ うち国費 約560億円 ※ うち地方負担 約713億円	1,597億円 ※ うち国費 約687億円 ※ うち地方負担 約910億円
680万円以上	7,445億円 ※ うち国費 約3,208億円 ※ うち地方負担 約4,238億円	2,797億円 ※ うち国費 約1,156億円 ※ うち地方負担 約1,642億円	3,097億円 ※ うち国費 約1,289億円 ※ うち地方負担 約1,808億円

※推計額については、保育所分と幼稚園分の合計額

(まとめ)平成27年度義務教育費国庫負担金の見直しの方向性

考え方

- 小中学校向け公財政支出を在学者一人当たりで見るとOECD平均よりも高く、特にG5諸国の中では高水準。さらに、日本の国民負担率が国際的にみて低水準であることをふまれば、日本の小中学校には十分に手厚い予算措置が行われているといえる。
- 日本の小中学校予算は教員給与支出に配分が偏っているのが問題。予算構造を見直し、義務教育予算の質を高めるため、既に国際的にも高い水準になってしまっている在学者一人当たり教員給与支出を引き下げる方向で見直す必要。教員定数、給与水準両面で効率化を図るべきではないか。

教員定数

- 基礎定数はこどもの数の減少幅程減らないため、こどもあたり教員数をこれ以上高めな
いたためには、約1,600人(▲34億円)の加配定数合理化が必要。これまで少人数学級を推進
するために10,500人もの加配定数が措置されているが、政策効果は明らかではなく、この
少人数学級推進のための加配定数を中心に合理化を図るべきではないか。
- 平成23年に義務標準法が改正され、小学校一年生の学級編成の標準が40人から35人
に引き下げられたが、その後いわゆる小一プロブレムは解消しておらず、明確な効果は認
められない。厳しい財政状況を踏まえれば、学級編成の標準は40人に戻すべきではない
か。
(基礎定数▲約4,000人(▲86億円))

教員給与水準

- 日本の教員給与については、国際的に見ても高い水準となっており、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)において、「人材確保法に基づく優遇措置を縮減する」とされた。
- 文部科学省・財務省は、平成18年6月に自民党歳出改革PTにおいて、義務教育費国庫負担金を約430億円縮減する旨の資料を提出。平成20年度から23年度までの間に約210億円の縮減を実施したが、平成24年度以降縮減の取組みが行われていない。依然として教員年収は一般行政職年収を約8万円上回っており、未実施となっている約220億円分の縮減について早急の実施すべきではないか。

今後の小中学校のあり方

- 学力低下、いじめ問題等の学校がかかえる諸課題には、外部人材の活用(退職教員等の市民ボランティアによる放課後や土曜日を活用した補習授業の充実、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門人材によるいじめ問題への対応等)により、教員の負担軽減を図りつつ、きめ細かく対応することが効率的かつ効果的。
- 標準規模(12~18学級)に満たない小規模校が増える中、学校規模の適正化が課題。学校規模が適正化された場合、子どもが集団の中で一人一人の資質・能力を伸ばしやすいといった教育効果があると言われており、財政上も教職員人件費をはじめとしたコストの縮減につながる。国としても、こうした方向に向けた取組みを支援すべきではないか。